

事務連絡
平成23年10月28日

各

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 都 | 道 | 府 | 県 | | |
| 保 | 健 | 所 | 設 | 置 | 市 |
| 特 | 別 | 区 | | | |

 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部

食品中の放射性物質の規制値の設定について

食品中の放射性物質の規制値については、今般の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から、平成23年3月17日、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく暫定規制値を示したところです。

また、同月20日に食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づき、内閣府の食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、平成23年10月27日、厚生労働大臣に評価書の答申が行われたところです。

厚生労働省では、この評価書を受けて、同月28日の閣僚懇談会で厚生労働大臣から、新しい規制値設定のための基本的な考え方を示しましたので、参考までに送付いたします（別添）。

この考え方を基本として、同月31日に開催される薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会より、新たな規制値の設定に向けた本格的な議論を開始する予定です。

新たな規制値については、今後、必要な手続きを経た上で、平成24年4月を目途に施行する予定です。

新たな規制値設定のための基本的な考え方

— 厚生労働大臣発言要旨（平成 23 年 10 月 28 日閣僚懇談会） —

- 1 現在の暫定規制値は、食品から許容することのできる線量を、放射性セシウムでは、年間 5 ミリシーベルトとした上で設定している。
この暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、厚生労働省としては、より一層、食品の安全と安心を確保するため、来年 4 月を目途に、一定の経過措置を設けた上で、許容できる線量を年間 1 ミリシーベルトに引き下げること基本として、薬事・食品衛生審議会において規制値設定のための検討を進めていく。

- 2 年間 1 ミリシーベルトとするのは、
 - ① 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間 1 ミリシーベルトを超えないように設定されていること
 - ② モニタリング検査の結果で、食品中の放射性セシウムの検出濃度は、多くの食品では、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあることから、国民の皆さまの御意見の大勢を踏まえ、多くの専門家の御意見も伺った上で、判断したものである。

- 3 今後、こうした考え方を基本として、
 - ① 子どもへの影響について具体的にどのような配慮を行うか
 - ② 規制値を設定する際の食品のカテゴリーとその割り当て方法をどうするか
 - ③ 放射性セシウム以外の放射性元素の取扱いをどうするか等について科学的知見に基づく検討を進めていく。